

ご質問につきまして、下記の通り回答します。

回答 2025年5月2日

1. 手話言語条例制定への考え

本市においては、さいたま市障害者総合支援計画に基づき、聴覚に障害のある方への配慮（情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実）に係る施策、手話の普及（障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発・手話講習会の開催等）に係る施策を推進しているところです。

現在、さいたま市議会議員の皆様が「手話言語条例検討プロジェクトチーム」を立ち上げ検討・協議を進めていることは承知しております。

今後、議会における（仮称）手話言語条例の立法趣旨や議論を踏まえ、条例制定の際は、必要な要綱・規則等の整備に努めます。現時点では、議会の動向を注視してまいります。

2. 聴覚障害者情報提供施設への考え

視聴覚障害者情報提供施設のうち、ご指摘のありました、聴覚に障害のある方への情報提供施設「埼玉聴覚障害者情報センター」については、市として運営費の補助を行っております。

市内浦和区にセンターがあることから、引き続き、さいたま市民の方も御利用いただきたいと考えています。

3. 災害時の避難所に合理的配慮・情報保障への考え

避難所における障害特性に応じた合理的配慮は必要であると考えています。

本市の避難所運営マニュアルでは、聴覚に障害のある方への配慮として、手話、文字、絵図等を使用した「目で見える情報」によるコミュニケーションを用いるよう、具体例を記載し積極的な活用を図るとともに、避難者全体に係る情報については掲示板に表示する運用を定めているところです。

また、聴覚障害者用支援ボードや災害時障害者支援用バンダナを防災倉庫に配備し、その活用についても避難所運営マニュアルに記載しております。令和7年度の避難所運営マニュアルには、手話付きの放送があれば優先的に放送することを明記する予定としております。

より一層要配慮者へ配慮した避難所運営の体制の整備に努めてまいります。

回答責任者名（さいたま市長候補者名）

清水 はやと